

2026（令和8）年度 事業計画

『社会福祉士の専門性を礎に、地域共生社会の実現を確かな歩みに』

つながりと実践がひらく未来

2025年度は「生活と権利の擁護」および「社会福祉の増進」という法人理念のもと、各種委員会・ブロック活動、受託事業、会務運営が着実に推進された一年でした。人員体制の整備や各事業は計画に沿って実行され、かつ関係機関との連携がすすみ、地域に根差して活動する社会福祉士の役割が一層明確になってきました。

社会福祉士会は、対人支援だけではなく、制度と人、現場と政策をつなぐ橋渡しや調整役をも担う実践的な専門職の集まりです。地域において支援が必要な方々、関係機関や私たち社会福祉士がつくる輪の中で、支えるつもりでいた私たちが、実は揺らぎあい多くの力に支えられていることに気付かされます。日々の関わりの中で、互いに影響を与え受けつつ関係性を丁寧に育て、そのことが一人ひとりの主役としての力の発揮を可能にさせます。

私たち社会福祉士そして当会においては、いま改めてソーシャルワークの原点に立ち返り、関わり合う方々を大切にするという当たり前を、丁寧に積み重ねる実践の必要性を感じています。時には経験する“揺らぎ”を“強さ”へ、そして“つながり”と“実践”を積み重ねることが、地域共生社会への歩みをすすめる一助となると考えております。

2026年度においては、これまで築いてきた基盤をさらに確かなものとし、地域の多様なニーズに応えられる組織として、より一層活動の充実が求められます。地域の中でつながりを再構築し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現において、専門性に根差した実践と学びを丁寧に積み重ねていく一年といたします。

私たち一人ひとりの実践は、地域の未来を確かに変えていきます。その実践が、地域を起点に、福祉の向上への確かな広がりや深み、そして未来を拓くことを願ってやみません。

2026年度も会員の皆様とともに、地域福祉を支える専門職団体としての使命を果たし、ともに着実に歩みをすすめてまいります。

I. 法人理念

私たちはソーシャルワーク機能を有する専門職団体として、社会福祉士の倫理を確立し、専門的スキルを研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする宮崎県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。

II. 使命と役割（何のために）

1. 宮崎県をフィールドとして地域福祉を実践し、地域共生社会の実現に貢献する。
2. 他職種と連携し、宮崎県の福祉施策の充実に関与する。
3. 高い倫理観を保持した、専門的実践力のある社会福祉士を育成する。
4. 社会福祉士の社会的認知・信用の向上を図り、会員の活動を支援する。
5. 時代のニーズに応じたソーシャルワーク実践に基づく調査研究を推進する。
6. 災害（自然災害・感染症）の非常事態にも対応できる体制を整備する。

Ⅲ. 事業目標（使命と役割を実現するために何をするか）

中期目標（2023 年度～2027 年度）	短期目標（2026年度）
組織強化と運営基盤の安定	①情報発信（HP・SNS 等活用、活動の見える化） ②事務局体制の整備（活動のバックアップ体制充実、事務手続きの簡素化、事務局業務の遂行力向上） ③組織強化（財政の健全化・安定化の検討）
会員活動の推進とサポート体制の充実	①会員の活動参加促進に向けた体制の検討 ②意見交換や交流の機会創出の検討 ③ブロック活動の充実・活性化
専門能力の向上とソーシャルワーク活動の推進	①専門能力の向上（研修講師の人材養成） ②ソーシャルワーク実践の共有化と検証 ③関係団体との連携によるソーシャルアクション機能の発揮

◇事務局及び各部門における 2026（令和 8）年度 重点目標

事務局	①事務局の体制安定と業務標準化の推進 中期計画の実施に向け、入退職に左右されない体制づくりと業務フローの整備を進める。 ②委員会との協働強化（支援体制と進捗管理の仕組み化） 事業計画・スケジュールに基づき、委員会の成熟度に応じた支援と情報共有を強化する。 ③財政基盤の強化（収益事業の戦略化と体制整備） 第三者評価・法人後見・自主事業の収益拡大に向け、体制強化と具体的な取り組みを進める。 ④会員への情報発信の高度化（HP・デジタル広報の充実） HP 運用の改善に加え、LINE・SNS 等の新たな媒体を活用し、会員への情報提供を強化する。
受託事業	① 受託事業の安定的推進に向けた体制強化 ② 宮崎県・関係機関との連携深化と協働体制の強化 ③ 活動会員の確保と養成、専門性向上の推進 ④ 各受託事業に関する普及・啓発活動の充実
自主事業部門	①〔第三者評価事業〕評価調査者の人員確保と質の向上 （スキルアップ研修等の実施） ②〔福祉サービス利用援助事業〕体制整備と生活支援員の確保 ③〔法人後見事業〕支援員確保と権利擁護部門との連携による体制整備 ④全国大会に関する情報収集・開催に向けての整備
ブロック活動部門	①顔の見える関係作りと繋がり強化 ②非会員や新人社会福祉士への入会促進 ③誰もが参加しやすい魅力的な各ブロック活動を、公式 LINE を通して周知する。
生涯研修部門	①会員の利益となりうる生涯研修機会の創出について、積極的にバックアップしていく ②基礎研修、スーパービジョンをはじめとした認定社会福祉士制度等、日本社会福祉士会からの伝達事項等を周知する ③認定社会福祉士、スーパーバイザー等に積極的に登壇いただけるよう環境を整える ④持続可能な運営体制について引き続き実施・検討を重ねていく
実践部門	①弁護士会や地域生活定着支援センターとの連携を継続。弁護士会との研修を開催する。 ②災害支援委員会では災害支援活動者養成研修（認証研修）に向けて準

	<p>備を進めていくとともに、事務局策定 BCP を踏まえた災害時対応マニュアルの見直しを行う。</p> <p>③調査研究実践推進委員会ではヒアリング調査をもとに現状と課題について分析、検証を行う。</p> <p>④職域実践委員会ではブロック活動と連携しながら委員会の周知や事例検討会を実施していく。</p>
専門能力向上部門	<p>①社会福祉士による多様な実践の共有を図ることで、ソーシャルワークの新たな可能性を拡大する</p> <p>②社会福祉士国家試験合格率の向上と合格者への入会促進</p> <p>③ソーシャルワーク実習指導の充実に向けた支援</p> <p>④社会福祉士による社会福祉士の支援</p>
権利擁護部門	<p>①成年後見人材育成研修・名簿登録研修の継続実施及び会員に対しての研修の実施</p> <p>②部会体制の基盤強化</p> <p>③ばあとなあ拠出金納入規程及び報酬助成金制度について運用状況の継続的な観察</p> <p>④内部研修の実施、会員スキルの標準化</p> <p>⑤各種団体や機関とのネットワーク構築</p> <p>⑥他専門職と連携をした虐待対応</p> <p>⑦ケース会議や研修講師依頼への安定的な人材派遣を目指した環境整備</p>

IV. 事業活動

部門	委員会等	目的	計画
事務局	事務局	<p>入会の促進及び退会の抑制を図るため、広報活動及び情報発信を積極的に推進する。</p> <p>事務局員の人材確保及び体制整備を行い、適切な会務運営及び事業実施が行える体制を構築する。</p> <p>委員会と担当事務局員の連携を強化し、委員会活動が計画的に推進されるよう支援する。</p> <p>事務局職員の担当業務と予算管理の連動を図り、予算の執行状況及び執行計画について担当理事及び委員長と共有する。</p> <p>各ブロック会員の参画及び協力を得ながら、県及び関係機関との連携を強化し、新たな受託事業に取り組む。</p> <p>ホームページ等を効果的に活用し、会員の参加促進を図る。</p> <p>引き続きペーパーレス化及びハンコレス化を推進し、コスト削減を図るとともに、2年後の全国大会開催に向けた財源の確保に努める。</p>	<p>①会員基盤の強化 / 広報発信: 月 1 回以上 <small>入会の促進及び退会の抑制を図るため、広報活動及び情報発信の充実を図るとともに、会員ニーズを踏まえた事業の企画・実施に取り組む。</small></p> <p>②事務局体制の強化 / 職員研修: 年 5 回以上 <small>事務局員の人材確保及び育成並びに組織体制の整備を進め、安定的かつ効率的な会務運営を行う。</small></p> <p>③委員会活動の推進 / 委員会開催: 年 2 回以上 <small>委員会と担当事務局員の連携を強化し、計画的な委員会運営を支援する。</small></p> <p>④財務管理の適正化 / 大きな予算超過: 0 件 <small>担当業務と予算管理の連動を図り、適正な財務運営を行う。</small></p> <p>⑤事業拡大と外部連携 <small>関係機関と連携し、新たな受託事業の研究から始める。</small></p> <p>⑥広報・ICT 活用の推進 / ホームページ更新: 月 1 回以上、SNS 投稿: 月 2 回以上 <small>ホームページや SNS 等を活用し、情報発信を強化する。</small></p> <p>⑦業務効率化と財源確保 / ペーパーレス化: できる業務から実施 財源の確保: 可能な範囲で実施 <small>業務のデジタル化を進めるとともに、財源確保に努める。</small></p>
受託事業	宮崎県 地域生活定着 促進事業	<p>2025(令和7)年度の取組を踏まえ、2026(令和8)年度は、出口支援、入口支援及び被疑者等支援の充実を図るとともに、支援の質の向上及び標準化、関係機関との連携強化並びに人材育成の推進に重点的に取り組む。具体的には、支援対象者の背景や生きづらさ、関係性といった要素を踏まえたエンパワメントの視点に基づく見立てを重視し、本人及び関係機関との役割分担を明確にしなが、継続的かつ実効性のある支援を実施する。また、関係機関(司法、福祉、医療、行政等)との協働・連携体制の一層の強化を図るとともに、弁護士会との連携を深化させ、更生支援計画や成年後見制度の活用等を含めた支援の充実を図る。さらに、精神障がい有する対象者の増加や8050問題、ひきこもり、自死等の複合的課題に対応するため、医療及び保健分野との連携を強化し、分野横断的な支援体制の構築を推進する。加えて、支援の質の向上を図るため、スーパービジョン体制の導入や研修の充実を図り、職員の</p>	<p>①支援の質の向上(最重要) <small>・アセスメント様式の統一・見立て・支援プロセスの整理・ケース記録の標準化</small></p> <p>②スーパービジョン体制の構築 <small>・GSVの導入(月1~2回)・困難ケース検討会の実施・内部ケース検討の質向上</small></p> <p>③支援の実施(基盤業務) <small>・出口支援の継続・入口支援の強化・被疑者等支援の充実・フォローアップ支援の継続</small></p> <p>④関係機関との連携強化 <small>・連絡協議会の開催(年2~3回) <small>・弁護士会との協議・意見交換・更生支援計画に関する連携強化</small></small></p> <p>⑤医療・保健分野との連携(重点) <small>・精神科医療機関との関係構築・ケースを通じた連携強化・医療関係者との情報共有</small></p> <p>⑥地域ネットワークの強化 <small>・自立支援協議会への継続参加・相談支援事業所との連携深化・新規受入先の開拓</small></p> <p>⑦分野横断課題への対応 <small>・8050問題対応の整理・ひきこもり支援との連携・自死関連支援の知識強化</small></p>

部門	委員会等	目的	計画
		<p>専門性の向上を推進する。あわせて、普及啓発活動を通じて本事業の理解促進を図るとともに、地域における支援ネットワークの強化及び地域共生社会の実現に寄与する。</p>	<p>⑧普及啓発・研修 ・出前講座の実施・実務者研修の開催・テーマ別研修(トラウマ・生きづらさ等) ⑨外部連携・研鑽 ・協議会・ブロック事業への参加・専門研修への参加・他県事例の収集・共有 ⑩内部運営 ・定例会(月1回)・ケース共有・課題整理・振り返り</p>
	<p>宮崎県 災害時 福祉支援体制 整備事業</p>	<p>福祉専門職によるネットワークを構築し、大規模災害の発災時に、避難所等に避難している要配慮者に対する福祉支援が円滑に提供される体制づくりに努める。</p>	<p>①県や宮崎県社会福祉協議会と協働・連携のための会合実施 ②宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会の実施 ③委員会の運営 ④研修について宮崎県社会福祉協議会との連携 ⑤訓練の実施 ⑥地域や関係者への周知活動 ⑦他団体との連携強化</p>
	<p>こどもの 権利擁護環境 整備事業</p>	<p>2025(令和7)年度に開始した「こどもの権利擁護環境整備事業」における取組を踏まえ、2026(令和8)年度は、支援の質の向上及び事業運営の安定化を図るとともに、関係機関との連携強化及び人材育成の推進に重点的に取り組む。 具体的には、こどもの意見形成・表明支援の充実を図るため、一時保護施設及び児童養護施設等への定期訪問を継続するとともに、支援実施におけるフィードバックの仕組みの整理やアドボケイトの独立性の担保について明確化を図る。 また、県及び関係機関との協議を通じて、事業の目的や役割分担の共有を進め、機関ごとの理解度や対応の差の解消に努める。さらに、こども分野に関わる人材の確保及び育成を図るため、研修体系の整備及び養成研修の実施に向けた準備を進める。あわせて、普及啓発活動を通じて事業の理解促進を図り、地域全体におけるこどもの権利擁護の意識醸成に寄与する。</p>	<p>①訪問支援の安定運用 ・一時保護施設(3か所):訪問継続(1回/2週) ・児童養護施設(10か所):定期訪問(1回/4か月) ・地域小規模児童養護施設(12か所):定期訪問(1回/4か月) ・訪問記録の様式統一・集積 ②ルール整備 ・様式の作成・統一、アドボケイトの役割・独立性の明文化 ③関係機関との調整 ・県担当課との定期協議(年2~3回)・課題事例の個別調整・事業説明資料の整備(統一資料) ④人材確保・育成 ・基礎研修の継続実施・養成研修の実施準備・こども分野への参加促進(声かけ・導線づくり) ⑤普及啓発 ・施設・職員向け説明会の実施・会員向け情報発信(活動報告)・県民向け発信(必要に応じて) ⑥学びと質の向上 ・協議会への参加・先進自治体の情報収集・共有・内部振り返り(年1~2回)</p>

部門	委員会等	目的	計画
自主事業部門	福祉サービス 第三者評価 事業	<p>2025年度に引き続き、第三者評価機関として施設等がおこなう福祉サービスの質の向上に貢献するとともに、利用者の選択に資する情報提供に努める。</p> <p>2026(令和8)年度も社会的養護関係施設の評価機関認証更新時期となるため、滞りなく手続きを進めていく。</p> <p>また、社会福祉士会の増収にも貢献できるよう、施設に対して第三者評価受審の啓発活動をおこなうと同時に、調査者を増員して受審施設増加に対応できる体制を整えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①県内施設の第三者評価実施 ②(全社協主催)評価事業普及協議会 ③社会的養護関係施設第三者評価評価調査者養成および継続研修への参加 ④県主催評価調査者養成および継続研修の参加(会員への新規養成研修受講の積極的な促し) ⑤自主研修の開催 ⑥評価調査者全体会議(年2回予定) ⑦社会的養護関係施設の評価機関認証更新 ⑧施設への受審啓発活動
	福祉サービス 利用援助 事業	<p>日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用が難しい、制度の狭間にいる方々に対し、権利擁護支援(預貯金の出し入れや支払い。福祉サービスの利用に関する相談等)を開始した。しかし、預貯金の出し入れや支払い以外の支援も行っているため、もう少し、ケアマネ及び利用者様とのヒアリングなどを行い、そのうえで利用を受けるか判断していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①事業運営に必要な書式等の整備 ②生活支援員として活動可能な会員の募集 ③支援員の養成およびスキルアップ研修会等への参加(事務局・支援員)
	全国大会 準備委員会	<p>2028年7月1日(土)・2日(日)開催の全国大会(宮崎大会)に向けて、宮崎県社会福祉士会の特色を活かせるように大枠づくりを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①実行委員会の定期開催 ②実行委員会委員の追加等の検討 ③大会PR動画の検討・作成 ④大会テーマ、基調講演講師等の選定 ⑤開催要綱案・予算案作成 ⑥係員数算出 ⑦旅行会社選定 ⑧大会や他県の実行委員会に参加しての情報収集等
	法人後見 事業	<p>過重な活動が見込まれる案件などを法人後見で受任することで、後見人として社会福祉士が求められるニーズに確実に応えていく。</p> <p>本会の定款に掲げる「県民の生活と権利の擁護」を実現していく。マンパワーについては、事務局員及び支援員を拡充していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①受任調整会議の開催 ②被後見人等に対しての意思決定支援を重視した支援の実施 ③関係機関との連携 ④監査の実施 ⑤支援員の確保 ⑥事務局体制の強化

部門	委員会等	目的	計画
ブロック活動部門	西諸	社会福祉士会の入り口として、広く横のつながりを作れるブロック活動を目指し、他の専門分野との合同での研修や交流の場づくりを今年度新たな取り組みとして行っていく。 専門知識を高めるとともに、日頃の業務にも活かされる顔の見える関係作りを行うことで、新たな会員獲得に努めていく。	①他の専門職との合同による研修会の企画・実施 ②会員同士の交流、他の専門職との交流、ネットワークづくり ③未加入の社会福祉士への情報発信、入会促進
	都城 北諸県	会員同士の「顔の見える」関係性の構築や専門的知識・スキルの深化、さらには地域のつながりの再構築を図るためにも、今後も「コーディネート力を磨く」を活動テーマとして掲げ、オンライン定例会も活用し、より多くの学びとより広いネットワークづくりが構築できる「つながりの場」づくりを推進していく。	①「顔の見える」関係性を構築する。会員間における意見交換および学びの充実を目指した研修会の開催 ②地域に「社会福祉士が認知される」活動として、ボランティアフェスティバルへの参加・協力 ③地域や関係機関との「繋がり」を拡充させるための合同研修会の検討 ④「専門的知識の深化」を図るために、社会福祉施策の動向を学び、各関係機関に配置されている社会福祉士との情報交換の機会を検討
	日南串間	研修会や交流会を通して会員同士が顔の見える関係を構築していく。また研修の内容についても会員の身近なテーマ（事業やメンタルヘルスなど）を設定し参加しやすいものにする。SNSの活用も継続しながら活動内容や事業周知を行っていく。	①事務局スタッフとの定例会議 ②事務局スタッフと協力委員の今後の関わり方を検討 ③身近なテーマでの研修企画と交流会の実施 ④SNSを活用した事業周知と情報発信 ⑤未入会の資格取得者の入会促進
	西都児湯	アンケート等の実施により会員の声や意見等をもとにした研修や懇親会等を通じて、顔の見える関係強化や新たなネットワーク構築につなげる。会員をはじめ、新会員や非会員への参加勧誘を継続促進しながら、ブロック内の融和を図る。また SNS の活用も図りながら、日常的な横のつながりづくりをすすめていく。	①アンケート等を通じ会員の声や意見を収集。 ②分野や立場・世代を超えてつながれる研修や懇親会等の企画・実施。 ③会員や新会員・非会員への参加勧誘。 ④SNSを活用した日常的な情報共有。
	宮崎東諸県	・年2回のブロック研修の開催 ・顔の見える関係づくりの関係性構築への参加	①ブロック研修の実施 ②ブロック以外での活動への協力
	日向入郷	会員が“主体的に”参画し、相談や情報共有など対話が多く生まれるブロック体制を目指す。 また、一人ひとりが社会福祉士として実践に誇りを持ち、実践を共有し、高め合いながら地域で活動できるような、様々なしなかけを考えていく。	①役員体制整備（協力員の確保） ②会員 MAP の作成 ③定期勉強会や交流会の企画・開催 ④新規会員獲得に向けた企画・実践⇨積極的な参加呼びかけ、協働実践 ※活動や実践を通じて仲間にする。

部門	委員会等	目的	計画
			⑤各会員の実践の共有⇨実践報告会開催検討(言語化、可視化) ⑥国・県の要望に応じた研修・勉強会開催 ※前年度会員で協議した「こんなことやりたい!」という会員発信の活動企画にも取り組む。
	宮崎県北部	2026(R8)年度も、2025年度に実施した「県北の居住支援」について検討する機会を継続して行う。 会員向けの研修や交流会の機会を持ち、会員同士の関係性の向上を図っていきたい。積極的にブロック活動に参加していただける内容(研修等)について、委員会活動で検討していく。	①研修 / 交流会の実施 ②会員に向けた、活動等の周知 ③ブロック活動の拡大を図る
生涯研修部門	生涯研修運営委員会	特定の人物に依拠せず基礎研修を運営できる体制を目指し、継続的な運営体制の整備に取り組んできました。しかしながら道のりはまだ半ばです。したがって2026年度も引き続き、特定の人物に依拠しない基礎研修を運営できる体制をさらに整えていく。 また、認定社会福祉士およびスーパーバイザーとの連携を深め、基礎研修が成年後見人となるためのものではなく、社会福祉士としての研鑽を重ねる第一歩となるようにしていく。基礎研修修了後のスーパービジョン受講や生涯研修制度を通じた認定社会福祉士取得へとつなげていく。	①基礎研修講師・ファシリテーター研修の開催 ②基礎研修Ⅰ～Ⅲの初回時及び基礎研修Ⅲ最終日に、講師、ファシリテーター及び受講者の横の繋がりを作るための懇親会の開催 ③基礎研修の受講を通じて、修了後にはファシリテーターや講師を担う必要があることの説明。 ④今までの基礎研修実施報告書を分析し、問題点を洗い出し、現在の運営に活かす。 ⑤全国生涯研修委員会議に参加し、先進事例を調査し、本会の運営に活かす。
	次世代育成委員会	会員に対しスーパービジョンをソーシャルワークにおける質の担保および活動の振り返りのために活用してもらうことを目標とする。倫理綱領・行動規範を活用しながら、会員全員がソーシャルワーカーとして同じ方向を向いた活動ができる組織を目指す。スーパーバイザーの養成研修はもちろん、各ソーシャルワークのスキルアップ研修に対しても、宮崎県社会福祉士会として積極的にバックアップできる体制を目指す。	①スーパービジョンの円滑な実施 ②スーパービジョンを利用した他部門・他委員会との連携によるソーシャルワーカー育成 ③会員に対してのスーパービジョン開催の周知 ④スーパーバイザー養成研修への参加促進 ⑤倫理綱領をベースとしたソーシャルワーカーの育成 ⑥認定社会福祉士資格取得の案内
実践部門	司法と福祉委員会	司法とは「法を用いて裁判で判決を下す機能」のことを指す。地域共生社会の実現に向けて、自ら制度にアプローチすることが困難な対象者や、罪に問われた方等への支援として司法分野における社会福祉士の役割は大きい。社会福祉士が司法分	①委員増加を検討。地域生活定着支援センターと定期的に協議を行い、弁護士と共同で取り組む体制を強化する。 ②弁護士会と社会福祉士会との協定について、改めて見直す機会を設ける。 ③2026年度末に研修を実施する。研修(案)として「更生支援計画について(仮)」の検討を

部門	委員会等	目的	計画
		野において、国から求められている「総合的かつ包括的に援助できるジェネラリスト」として活躍していくために、事業を展開していく。	進める。 ④事業全体の振り返りを行う。
	災害支援委員会	災害時迅速に対応できる社会福祉士会への基盤整備を図っていく。そのため災害対応マニュアル策定、認証研修開催に向けて検討を行う。 多職種・他団体と連携しながら、災害時福祉支援体制整備事業のネットワーク推進やチーム員組成に関与し、事業展開を推進していく。	①災害支援活動者養成研修（認証研修）の実施におけた企画・検討 ②事務局策定 BCP（予定）を踏まえた災害時対応マニュアルの見直し ③宮崎県 DWAT に関する協議や研修開催への協力
	調査研究実践推進委員会	若い世代の会員加入率が少ない現状に対し、調査を実施した。見えてきた課題に対して検証を行い、加入率（組織率）を上げる取り組みにつなげる。	①定期的な委員会の開催 ②社会福祉士を取得している 20～30 代の方へのヒアリング・アンケートを実施 ③上記②から見えてきた現状と課題について検証を行う。
	職域実践委員会	委員会の体制が整ったため、活動目的や目標を内外に示し、自身の分野理解を深めること、多分野の知見を広めることを目指す。 そのためにまずは、参加しやすいブロック圏域での開催を目指し、各ブロックへの共催協力依頼を行い、ブロック毎での委員会説明および、知見を深めるための事例検討を実施することを目指す。	①ブロック活動部門への相談および、開催に向けた調整等を行う。 ②委員会内での役割分担を行いつつ、各ブロックでの合同研修の開催を実施する。
専門能力向上部門	専門能力向上委員会	委員会活動の安定化を図るため委員体制の再構築を図る。 生存権について学びを深める生活困窮者支援フォーラム、ソーシャルアクションについて学びを深めるソーシャルアクション研修、実際にソーシャルアクションを実践する MSAT 活動等、社会福祉士の重要な専門性であるソーシャルアクションに視点を置いた研修・活動を企画実施する。 実習指導者フォローアップ研修、全国統一模擬試験を実施し、後進育成に寄与する。 社会福祉士同士が支え合う場として社会福祉士交流会を実施する。	①委員会開催 ②生活困窮者支援フォーラム ③2026 年度社会福祉士全国統一模擬試験（宮崎・延岡） ④社会福祉士交流会 ⑤実習指導者フォローアップ研修 ⑥ソーシャルアクション研修 ⑦MSAT 活動

部門	委員会等	目的	計画
権利擁護部門	ばあとなあ 宮崎運営 委員会	<p>成年後見制度の改正後にも円滑に対応できるよう、会員の成年後見実務を支え合う。また、成年後見制度利用促進法で、期待されている社会福祉士の役割を果たすばあとなあ宮崎を目指す。</p> <p>ばあとなあ会員の参加意欲が高まるような定例会の開催を目指しスキルアップを図る。また、顔の見える関係の中で、専門職の後見人としての倫理遵守と被後見人等に寄り添う社会福祉士の成年後見業務を実現する。</p> <p>関係機関等との積極的な連携や協働についても拡充していく。</p>	①会員の参加が増えるような定例会の開催 ②部会活動(役割分担)の充実 ③成年後見人養成研修の開催 ④中核機関との連携・支援強化 ⑤弁護士・司法書士・家庭裁判所との定期的な協議
	権利擁護 推進委員会	<p>福祉に関する新しい動きがある中、まだまだ各福祉分野において多くの部分が認知されていないことが多い。そのような中で、社会福祉士として何ができるかを考える機会を増やすためにも、支援を要する方々を支えている機関や団体等から話を聞くことで、知識や理解が深められるような研修等を企画・開催していく。また、研修等を通して、各種支援団体や関係機関等と繋がり、社会福祉士として支援の幅を広げ、専門性を発揮できるような場を提供できるような検討を行っていく。</p>	①委員会の定期開催(研修企画や勉強会等) ②権利擁護に関する研修会開催 ・参集:他委員会やブロックとの共同開催を予定。 ③他分野との連携 ④各種団体や機関とのネットワーク構築
	虐待対応 専門職委員会	<p>虐待の通報(認知)件数が増加しており、高齢者虐待及び障がい者虐待対応に関する FAX 相談、虐待防止研修への講師派遣が増加しているため、委員全員で継続的に対応していく。各市町村担当者へフローチャートに沿った虐待対応の働きかけや委員のスキルアップに努める。</p>	①虐待対応専門職チームにおける連絡協議会への出席(年2回) ②FAX 相談等に対する対応(随時) ③虐待対応に関するケース会議や事前会議への派遣(随時) ④現任研修への講師派遣 ⑤虐待対応専門職チーム委員会の開催(年4回) ⑥委員のスキルアップを目的とした研修企画 ⑦弁護士会との連携